

「製造し、又は取り扱う業務」のうち限定される業務

1. クロロホルム等^{※1}を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等^{※2}において行う次に掲げる業務（クロロホルム等有機溶剤業務）
 - (1) クロロホルム等を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務
 - (2) 染料、医薬品、農薬、化学繊維、合成樹脂、有機顔料、油脂、香料、甘味料、火薬、写真薬品、ゴム若しくは可塑剤又はこれらのものの中間体を製造する工程におけるクロロホルム等のろ過、混合、攪拌又は加熱の業務
 - (3) クロロホルム等を用いて行う印刷の業務
 - (4) クロロホルム等を用いて行う文字の書込み又は描画の業務
 - (5) クロロホルム等を用いて行うつや出し、防水その他物の面の加工の業務
 - (6) 接着のためにするクロロホルム等の塗布の業務
 - (7) 接着のためにクロロホルム等を塗布された物の接着の業務
 - (8) クロロホルム等を用いて行う洗浄（(12)に掲げる業務に該当する洗浄の業務を除く。）又は払拭の業務
 - (9) クロロホルム等を用いて行う塗装の業務（(12)に掲げる業務に該当する塗装の業務を除く。）
 - (10) クロロホルム等が付着している物の乾燥の業務
 - (11) クロロホルム等を用いて行う試験又は研究の業務
 - (12) クロロホルム等を入れたことのあるタンク（クロロホルム等の蒸気の発散するおそれがないものを除く。）の内部における業務
2. エチルベンゼン及びエチルベンゼンを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う塗装の業務（エチルベンゼン塗装業務）
3. 1・2-ジクロロプロパン及び1・2-ジクロロプロパンを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）を製造し、又は取り扱う業務のうち、屋内作業場等において行う洗浄又は払拭の業務（1・2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務）
4. コバルト及びその無機化合物、コバルト又はその無機化合物を含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）（コバルト等）を触媒として取り扱う業務以外の業務
5. 酸化プロピレン又はその無機化合物、酸化プロピレン又はその無機化合物を含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）（酸化プロピレン等）を屋外においてタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）以外の業務
6. 酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）以外の業務
7. 三酸化ニアンチモン又は三酸化ニアンチモンを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）（三酸化ニアンチモン等）を製造し、又は取り扱う業務のうち、樹脂等により固形化された物を取り扱う業務以外の業務
8. ジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイト（別名DDVP）又はジメチル-2・2-ジクロロビニルホスフェイトを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）を製造し、又は取

り扱う業務のうち、これらを成形し、加工し、又は包装する業務

9. ナフタレン又はナフタレンを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）（ナフタレン等）を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げる業務以外の業務

(1) 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備（密閉式の構造のものに限る。）からの試料の採取の業務

(2) 液体状のナフタレン等を製造し、又は取り扱う設備から液体状のナフタレン等をタンク自動車等に注入する業務（直結できる構造のホースを用いて相互に接続する場合に限る。）

(3) 液体状のナフタレン等を常温を超えない温度で取り扱う業務（(1)及び(2)に掲げる業務を除く。）

10. リフラクトリーセラミックファイバー又はリフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）（リフラクトリーセラミックファイバー等）を製造し、又は取り扱う業務のうち、バインダーにより固形化された物その他のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんの発散を防止する処理が講じられた物を取り扱う業務（当該物の切断、穿孔、研磨等のリフラクトリーセラミックファイバー等の粉じんが発散するおそれのある業務を除く。）以外の業務

※1 クロロホルム等

クロロホルム

四塩化炭素

1・4—ジオキサン

1・2—ジクロロエタン（別名二塩化エチレン）

ジクロロメタン（別名二塩化メチレン）

スチレン

1・1・2・2—テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）

テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）

トリクロロエチレン

メチルイソブチルケトン

これらを含有する製剤その他の物（含有量が重量の1%超）

※2 屋内作業場等

屋内作業場

船舶の内部

車両の内部

タンクの内部

ピットの内部

坑の内部

ずい道の内部

暗渠又はマンホールの内部

箱桁の内部

- ダクトの内部
- 水管の内部
- 屋内作業場及び前各号に掲げる場所のほか、通風が不十分な場所
 - 詳しくは、労働衛生コラムNo.6のキーワードを参照ください。